

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

平成 31 年度機構要求査定結果及び総務省組織令（平成 12 年政令 246 号）の一部改正等を踏まえ、総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）の一部を改正する。

2 主な改正内容

局 名	改正内容及び理由	改正条文
行政管理局	行政情報システム企画課企画官（1）の新設	第16条
自治行政局	市町村課行政経営支援室の所掌事務変更 公務員部公務員課応援派遣室の新設	第22条の2 第25条
自治税務局	企画課総務室の所掌事務変更	第33条
統計局	統計作成支援課の名称及び所掌事務変更 等 統計利用推進課の名称及び所掌事務変更 等 統計調査部調査企画課首席分類銘柄情報官（1）の振替廃止 統計調査部経済統計課経済センサス室の振替新設 統計調査部消費統計課企画官（1）の振替廃止 統計調査部消費統計課物価統計室の所掌事務変更	第68条 第69条 第71条 第73条 第74条 第74条
総合通信局	無線通信部企画調整課を電波利用企画課へ名称変更 等	第290条 等

上記のほか、所要の規定整備（既存条文の文言修正を含む）を行う。

3 公布日

平成 31 年 3 月 29 日

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日